

令和5年度 吹田市個人情報保護審議会

- 1 日時 令和5年8月3日(木) (開会)10時00分 (閉会)11時00分
- 2 場所 吹田市役所 高層棟4階 特別会議室
- 3 案件 (1)令和4年度 個人情報保護制度の運用状況について
(2)その他

4 出席委員

(会長) 畠田 健治 (副会長) 河野 和宏
豊永 泰雄 岡崎 浩茂 荒木 健児 宮前 正利 小笠原 實
澤田 佳奈映 中西 清美 平山 雄一 廣瀬 恵美子

5 出席市職員(事務局)

市民部長 高田 徳也
市民総務室長 東田 康司 参事 田中 義之
主幹 井手本 治夫 主任 中島 由美恵

6 傍聴者

無し

7 議事要旨

事務局： ～委員紹介、事務局紹介～

事務局： ～案件(1)令和4年度 個人情報保護制度の運用状況について
資料に基づき説明～

委員： 毎年の傾向として、担当部署の割合はどこが多いのか。

事務局： 自己情報の開示請求につきましては、市民課に対するもの、高齢福祉室に対するもの(介護保険関係のもの)が多い傾向にあります。また、全体の請求件数自体は100件程度で推移しています。

委員： 決定内容を見ると、5月17日に請求して6月30日に決定したものがある。処理期間を要しているが、制度上問題はないのか。

事務局： 開示請求の処理期間は、原則15日間となっています。処理する対象が膨大である場合や、長期の休みを挟むなど正当な理由がある場合、まず15日間延長することができます。それでも処理が追い付かない場合はさらに15日の延長が可能となっており、最大45日で処理する規定となっています。

昨年、御審議いただきました個人情報保護法による開示請求につきましても、吹田市では条例と同様の取扱いとしています。

委員： 審議会に運用状況を報告しなければならないということは、条例に明記さ

れており、それに則って今回の審議となっているのか。もし、そうであるのならば、新しく条例から法の適用に変わったが、今後は運用状況の報告はなくなるのか。

事務局： 条例では、市長が毎年度、運用状況を取りまとめて公表しなければならないと規定されています。これまでも、審議会で運用状況を報告させていただいたこともありますが、近年は諮問案件がかなり多く、運用状況を報告できていない年度もありました。

また、法の下でもこれまでと同様に運用状況について報告していきたいと考えています。

委員： 運用状況はホームページでも公表しているのか。

事務局： お見込みのとおりです。

委員： 誰が自分の住民票を取ったか知りたいということで、住民票の写しの交付申請書の請求が多いのか。

事務局： 事前に市民課に登録することにより、第三者が住民票を取った際に、御本人にその旨を通知する制度があります。その通知を見て誰にとられたのか確認したいというケースが多いです。

また、通知に関係なく定期的に確認される方もおられます。

事務局： ～案件（2）その他として、「吹田市における個人情報の保護に関する法律に基づく処分に係る審査基準」及び「吹田市の保有する個人情報等保護管理要領」について説明～

委員： 管理要領第20条（業務の委託等）の第2項について、1月17日の審議会において意見させてもらったが、修正後の条項は、「2 保有個人情報等の取扱いに係る業務を委託する場合には、～委託先からの報告や実地の調査による確認に努める。」となっており、委託先からの報告も、実地の調査による確認も努力義務となっている。義務にするべきではないか。義務とすることができない場合は、その理由の説明を教えてください。

事務局： 委託契約の受託者は、互いの信頼関係に基づいて契約内容を誠実に履行する義務を負っています。その上で、個人情報の重要性に鑑みて、委託者である市としても、適宜、契約が誠実に履行されていることを確認しようとするものです。当該規定は、業務内容や状況に応じて、委託先からの報告や実地調査の必要性を定めたものであることから、「努める」としたものです。

委員： 委託先からの報告は義務としてやってもらいたい。

また、実地の調査についても、何らかの制限を設けるべきではないか。例えば、個人情報保護委員会への報告が義務付けられている要件を参考にし、

要配慮個人情報を1件でも取り扱う場合や、財産的被害のおそれがあるものを取り扱う場合、100人を超える個人データを取り扱う場合などに実地調査を義務としてはどうか。

委員： どういった支障を想定して義務ではなく努力義務にしたのか。

事務局： 実地調査については、委託先が遠方である等、実地調査が難しいケースが懸念されます。報告の中で疑問があれば確認のため実地調査を行うことは想定しています。

委員： 委託先との契約の中で、実地調査の権限を盛り込んでいるのか。委託契約のひな型はどうなっているのか。

事務局： 契約の特記事項において実地調査ができる形で規定しています。

委員： 「個人情報の保護に関する法律の事務対応ガイド」に「保有個人情報等の秘匿等その内容に応じて・・・少なくとも年1回以上、原則として実地調査により確認する」という記載があるため、やはり努力義務ではなく義務規定にしたほうがいいのではないか。

委員： 「保有個人情報等の秘匿等その内容に応じて」とあるので、細かい規定を考えた方がいいのではないか。

委員： 管理要領には、個人情報の送付の際は複数人で確認する、廃棄の際は立ち会う等規定されており、実地調査もしっかり規定するべきではないか。

委員： 管理要領の下に事務のガイドラインやマニュアル等はあるのか。もし、ないのであれば、努力義務だからしなくてもいいと捉えられかねない。

事務局： 管理要領の運用は、お配りしている管理要領該当条項等チェックリストを基にして行うよう全庁的に通知しています。これに基づき、各職員、管理責任者が管理要領を守れているか確認していきます。

また、個人情報の取扱いについては、契約書に別途特記事項を盛り込むのでそういったところで確認するとなっています。

委員： チェックリストには実地調査について、何も規定されていないのではないか。

事務局： 業務委託契約の中での個人情報の取扱いはまとめられていますので、特記事項を設けて各契約を交わしていきます。

委員： それは、あくまで契約書上であり、この管理要領は職員が守るべきルールとなるものだから、そこはしっかりとしてほしい。

委員： 第20条第2項では、ある程度、「委託する業務に係る保有個人情報等の秘匿性等にその内容に応じて」というところで、市側の裁量がある。それを更に努力義務とするのは、規程の体裁としてもいかがなものかと思う。

事務局： おっしゃるとおり業務の内容や規模等に応じた裁量が認められていること

もあり、委託先が遠方等の理由で実地調査を行うことが難しいケースも考えられますが、御指摘いただいた方向で再度、検討・整備します。

委員： 市がやるべきことをやっていないと言っているのではない。ただ、市民感覚を市へ伝えることも当審議会の役割だと思っているので、市民の方への見え方といった点でも理解してほしい。

委員： 第20条第1項柱書には、書面で確認するとなっている。業者からの報告があればそれで済むということだが、第2項は、場合によっては実地検査をする、あるいはそういった義務が生ずると踏み込んでいるところなので、市民からの信頼という意味で義務付けの規定にしてもらいたい。

また、事務対応ガイドに「年1回以上、原則として実地検査により確認する」とかいてあるが、原則は確認なので、実施しなかった場合、理由等を行政のほうでも考えて、記録として残すといったようなことが重要になると思う。

事務局： 承知しました。